

## 除細動器の購入 仕様書

### A. 調達物品および構成内訳 (品名) 除細動器

(構成内訳)

1	除細動器本体	2式
2	付属品	2式
3	その他	2式

### B. 設置場所・納入及び設置期限

設置場所	神奈川県立循環器呼吸器病センター 臨床工学科
納入設置期限	令和7年3月31日

### C. 基本的要件

- 1 本調達物品に係る性能、機能および技術(以下「性能等」という)の要求要件(以下「技術的要件」という)は、下記Dに示す通りである。
- 2 搬入・据付条件
  - (1) 設置、検収、引渡し等の日程については当センターの予定に従うこと。
  - (2) 物品の搬入及び設置作業にあたっては、発注者側と協議のうえ行うこと。
  - (3) 設置・稼働にあたっては、安全面に十分配慮すると共に、病院業務に支障のないようにすること。また、病院側の負担は発生しないこと。
  - (4) 搬入、据付に際し必要な養生を行うこと。又建物及び物品に損害を生じた場合は、納入業者が自己の責任と負担のもとに原状回復を行うこと。
- 3 物品の調整、稼働準備
  - (1) 本物品が有効に稼働するため必要な調整について、納入業者の負担により責任をもって行うこと。
  - (2) 技術的要件は全て必須の要求要件である。
  - (3) 本物品導入の際には、最新の状態かつ未使用品を納品すること。(新古機や中古機は不可)
  - (4) 本物品導入前に当センターのスケジュールに合わせ、当センター職員に安全使用講習、安全運用及び保守に必要な知識の説明及び指導等の教育訓練を行うこと。また導入後にも当センターが必要と認めたときは、追加の教育訓練・設定等を行うこと。
  - (5) 入札物品は納入後においても、安定稼働が確保されていること。
- 4 保守点検体制
  - (1) 検収後1年間は無償にて定期点検・調整及び故障修理等を随時行うこと。また、5年間のメーカー保証付きであること。
  - (2) 本物品に必要な消耗品及び故障時等の物品について供給が確保されていること。
  - (3) 障害時において、復旧のために迅速な対応ができること。

## D. 技術的要件

### 1 除細動器本体

- 1 本体は以下の要件を満たすこと。
- 1-1 除細動部の出力は 200J 以上のエネルギー出力ができること。
- 1-2 AED 機能を有しており、除細動が必要な波形を検出した場合、エネルギーが自動で充電されること。
- 1-3 小児 AED モードを有していること。
- 1-4 ペーシング部には経皮ペーシング機能を有していること。
- 1-5 モニタ部の画面サイズは 10 インチ以上であること。
- 1-6 波形表示項目のうち、心電図・脈波・CO2 分圧曲線を計測表示できる機能を有すること。
- 1-7 測定項目のうち、心電図については 12 誘導心電図が測定可能なこと。また、標準 12 誘導の電極位置で導出 18 誘導解析および表示が可能なこと。
- 1-8 測定項目のうち、血圧については SpO2・CO2・非観血血圧を測定可能な機能を有し、また非観血血圧は昇圧式の測定が可能なこと。
- 1-9 専用操作キーに加え、タッチパネルによる操作が可能であること。
- 1-10 基本画面にはワンタッチで戻る事の出来るホームキーを有すること。
- 1-11 アラームは重要度に応じて 3 段階にて通知する機能を有すること。
- 1-12 アラーム発生時には画面表示や音だけでなく、アラームインジケータを有すること。
- 1-13 測定中のデータ（数値や波形、アラーム、電気ショック実施等）を装置内部および SD カードに記憶できること。

### 2 付属品

- 2 付属品は以下の要件を満たすこと。
- 2-1 バッテリーパック・SD カード・架台・バスケット・使い捨てパッド・電極リード線・ECG 中継コード等を有すること。

### 3 その他

- 3 その他は以下の要件を満たすこと。
- 3-1 装置の納入、据付、及び調整、取扱説明を行う事。
- 3-2 事前に協議の上、発注者が指定する場所に本調達機器を据付すること。
- 3-3 本調達機器が正常に稼働するように必要に応じて環境を整備すること。
- 3-4 本調達機器の搬入、据付、調整、接続（以下、搬入）を行うこと。また、搬入経費は入札額に含めること。
- 3-5 搬入については、診療業務に支障をきたさないよう発注者の指示に従うこと。
- 3-6 据付け工事等については、防音、防塵に配慮した工法をとること。
- 3-7 本調達機器並びに周辺機器を含める設置については必要な耐震作業を行うこと。
- 3-8 搬入に際し発生した梱包材、不用品等は持ち帰ること。
- 3-9 業務に支障をきたさないよう、納品スケジュールは発注者と協議した期間に必ず完了し、期間は最短で行うこと。
- 3-10 受注者は、発注者の求めに応じ、納入スケジュール、機器の配置及びレイアウトを確認し、前以て、受注者の了承を得ること。
- 3-11 本機器に関連する物品等（PC 等を含む。）は、最新のものを納品すること。
- 3-12 作業従事者に対して、立入制限区域、事故・異変等の緊急時の対応、患者・職員への接遇について十分指導すること。
- 3-13 撤去・搬入・据付にあたり建物施設、設備等に損害を与えないよう、必要な措置を講ずること。なお、損害を与えた場合は原状復旧を行うこと。
- 3-14 操作説明に関する教育訓練は発注者が指定する日時、場所で行うこと。また追加訓練においても無償で随時対応すること。
- 3-15 取扱説明書、操作マニュアル等は全ての機器について日本語版で必要部数提出すること。
- 3-16 装置等に付属の全ての添付文書を一式、提出すること。
- 3-17 納入期日より 1 年間は故障、保守の対応を無償で行う事。

## E. その他要件

- 1 仕様書の表現を独自の判断で解釈することなく、必ず当センターに確認すること。
- 2 本仕様書について、疑義が生じたときは、当センターの指示を受けること。
- 3 仕様書に明記されていない事項でも、技術上、機能上又は保守管理上必要なものが発生した場合は、事前に当センターと協議した後に滞りなく具備すること。
- 4 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判断は、当センター機種等選定会議で承認された入札機器にかかわる仕様書の内容をもとに審査するものである。